

都における啓発宣伝活動

～ヤミ金融被害防止のためのキャンペーンの実施～

1 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン

○実施期間： 上期 令和5年6月12日(月)～18日(日)
下期 令和5年11月6日(月)～12日(日)

○実施内容

(1) インターネット等を活用したキャンペーン

- 区市町村、経済団体など関係機関へのポスター等の配布 219か所(上期・下期)
- 啓発動画の放映
 - ・上期:都営地下鉄車内
 - ・下期:JR車内、新宿駅西口・新橋駅前・立川駅前の大型ビジョン
- インターネット広告(リスティング広告)(上期)
- 参加機関のホームページ等での啓発(上期・下期)
 - ・啓発リーフレットデータの掲載
 - ・東京都産業労働局ホームページへのリンク
- SNS(Twitter・Facebook)での発信(上期・下期)



【下期ポスター】



【啓発リーフレット】

(2) イベントへの出展(下期)

- 実施日 令和5年11月11日(土)、12日(日)
- 場所 国営昭和記念公園(たちかわ楽市2023出展)
- 実施内容
 - ・金融トラブル防止セミナー
 - ・無料法律相談(11日)
 - ・無料家計相談(12日)
 - ・啓発資料の展示(パネル・パンフレット)
 - ・駅前ビジョンでの啓発動画の上映
 - ・グッズ配布(啓発リーフレット等を同封した「エコバッグ」・・・2,400個)



【金融トラブル防止セミナーの様子】



【啓発動画】

○参加機関

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京三弁護士会(東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会)、東京司法書士会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、東京都社会福祉協議会、立川市、関東財務局東京財務事務所、埼玉県、千葉県、神奈川県、警視庁、東京都 計16団体

○後援 金融庁

2 東京都ヤミ金融被害防止街頭キャンペーン

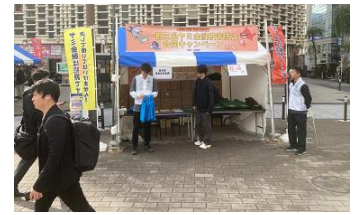
- ・資金需要が高まる年末を控えた11月を「ヤミ金融被害防止強化月間」と定め、普及啓発を実施

○実施期間 令和5年11月6日(月)～11日(土)

○場所 JR新橋駅前SL広場(「新橋古本市」会場内)

○実施内容

- ・啓発資料の展示(パネル・パンフレット)
- ・グッズ配布(啓発リーフレット等を同封した「エコバッグ」・4,000個)
- ・駅前ビジョンでの啓発動画の上映



【新橋駅前SL広場会場】

3 資金需要者向けセミナー(出前講座)

- ・高校生、大学生などの若年者や高齢者を対象に、ローン、クレジットなどに関する金融知識の習得やヤミ金融などの金融トラブルの被害防止に向け、学校等の現地に講師を派遣する出前講座を、日本貸金業協会と連携して開催
- ・日本貸金業協会と共同で作成した若年者向け及び高齢者向け啓発動画をセミナーで活用

○令和5年度実績 19団体 2,554人(11月末現在)

<内訳>

- | | | |
|-------------------|-----|--------|
| ・若年者向けセミナー(大学・短大) | 4団体 | 495人 |
| ・若年者向けセミナー(専門学校) | 7団体 | 1,120人 |
| ・若年者向けセミナー(高校) | 6団体 | 904人 |
| ・高齢者向けセミナー | 2団体 | 35人 |



【短期大学での出前講座】

4 その他の啓発宣伝事業

(1)偽装ファクタリングに関する注意喚起

○(公財)東京都中小企業振興公社の会員企業(約18,000社)に送付

(2)台東区消費生活展への出展

○実施日:令和5年11月24日(金)～26日(日)

○場所:台東区生涯学習センター

○内容:金融トラブル防止の啓発パネルを展示

(3)江東区消費者展への出展(日本貸金業協会と共同で出展)

○実施日:令和5年12月3日(日)

○場所:パルシティ江東

○内容:啓発リーフレットの配布



【注意喚起リーフレット】
(1)偽装ファクタリング)